

## 新たに協力雇用主となられます事業者の方へ

### ハローワークに提供する「協力雇用主の名簿」への登載のお願い

保護観察所に協力雇用主として登録いただいている事業者の皆様には、保護観察中の方を担当する保護観察官あるいは保護司から直接採用面接などお願いさせていただいており、多大な御協力を得ているところです。

法務省では、保護観察中の方などの就労に向けて、厚生労働省と連携した取組を行っております。その一つとして、ハローワークに専用窓口が設けられています。雇用主に受刑歴などを知った上で雇用してもらいたいと希望される方について、山梨県内のハローワークでは甲府保護観察所から提供される「協力雇用主名簿」登載の事業者の中から職業紹介を行っており、この名簿への登載に御協力いただくことで、こうした方の採用チャンスがより高まることにつながります。

そこで、この名簿への登載についてもあわせてご協力いただければ幸いです。

(名簿についてのご説明)

- ・この名簿は、保護観察中の方や刑務所入所中の方への職業紹介ために使用されるもので、一般の求職者の方には開示されません（ハローワークに対する通常の求人登録にはなりません）。
- ・ハローワークが職業紹介を行う場合は、事前に直接ハローワークから連絡があります（その際は、状況に応じて「このような求職者を希望している。」「今現在は求人をしていない。」等お伝えください）。
- ・この名簿に登載された場合でも、ハローワークを経由せず、保護観察所から直接採用面接をお願いする場合があります。
- ・この他、刑務所で受刑している人を対象とした「刑務所専用求人」という制度がございます（実際の雇用は出所後になります）。詳細はハローワークにお尋ねください。
- ・就労支援メニューのそれぞれの内容は次のとおりです。

#### ●トライアル雇用

##### 【目的】

一定期間試行的に雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

##### 【実施日数】

原則として3月。双方の合意があれば1月又は2月でも可。

##### 【お支払いする額】

1人当たり月額40,000円。雇用期間が1月に満たない場合は別途算出。

#### ●職場体験講習

##### 【目的】

実際の職場環境や業務を体験させることにより、就業に対する理解と関心を深め、就業への自信を付与するとともに、事業所での就業に対する適応を図ることを目的としています。

##### 【実施日数】

5日以上1月以内。

**【お支払いする委託費の額】**

1人当たり月額24,000円。講習実施日数が21日未満の場合は、日数に月額の21分の1を乗じて得た額。

●セミナー・事業所見学会

**【目的】**

セミナーは、求職活動のノウハウや就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させ、就職の実現を図ることを目的としています。また、事業所見学会は、実際の事業所の実態や求人者の採用ニーズ等について理解の促進、職業意識の明確化を図ることを目的としています。

**【実施日数】**

特に規定なし（通常1日）。

**【お支払いする対象経費】**

講師に対する旅費・謝金，会場借料，資料作成費，交通費，その他